

議第2号議案

離婚後共同親権制度に関し、子どもの視点に立った議論を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和6年3月11日

提出者

東大和市議会議員	関	綾子
〃	早川	美穂
〃	尾崎	利一
〃	上林	真佐恵
〃	高峰	章
〃	金井	康哲
〃	床鍋	義博
〃	中野	志乃夫

離婚後共同親権制度に関し、子どもの視点に立った議論を求める意見書

法務大臣の諮問機関である法制審議会の家族法制部会で、離婚後に父母双方に子どもの親権を認める「離婚後共同親権」を導入する「家族法制の見直しに関する要綱案」が採決され、2月15日に法務大臣へ答申された。

離婚後共同親権の導入は、離婚後の家族の在り方を大きく変え、全ての親と子どもに対して重大な影響をもたらす可能性があるにもかかわらず、国民的議論もないまま拙速に議論が進んでいることに懸念の声が上がっている。

現行の離婚後単独親権制度でも、父母が子どもの養育について協力して行うこと、話し合いにより子どもについての重要な決定を行うことができる。また、現行民法においても、裁判所が面会交流の実施を命ずることができ、別居親が子どもに関わる機会は保障されているため、単独親権制度であるために子どもと別居親との交流ができないという事実はない。

改正により離婚後共同親権が導入された場合、どちらかが望まなくても裁判所の決定により共同親権が強制される場合が生じる。関係の破綻した父母が共同で子どもの養育などに関与することが強いられるということである。進路や住居の変更などの重要事項で父母の意見が一致しなければ、裁判所が関与した紛争となり、子どもにとっては自分に関する父母の葛藤に巻き込まれ続けることになりかねない。

またこの要綱案では監護者を決めないことも可能となっており、子どもが父母の間を行き来する二重生活となれば、子どもへの負担は大きなものとなる。

このように、片方が望まないのに共同親権となることは、親だけではなく子どもにとっても負担のかかるものとなる。もし離婚後共同親権が導入される場合でも、「共同親権が原則でない」ことを明文化し、強制が起きないように対策を行うこと、また、共同親権となっても、子ども及び一方の親に「不利益のおそれ」がある場合は速やかに共同親権を解除できるとする規定を入れることも必要である。

虐待のおそれ等が認められる場合には単独親権とすることは、この要綱案においても定められているが、虐待や暴力のあるケースでも証明不十分で立証に失敗すれば、共同親権が強制される可能性は十分にある。現状の家裁実務においても、暴力や虐待への理解や配慮がしっかりされているとは言えない。DV・虐待対策と被害者支援を大幅に拡充することは急務である。

離婚後共同親権制度を導入するには、子どもの権利を侵害しないよう、慎重な議論が必要であり、親の思いや都合が優先される内容であってはならない。DVの被害者が身を守ることを妨げになるようなことも、断じてあってはならない。

このようなことから東大和市議会は、離婚後共同親権制度の検討に際し、子どもやDV被害者の目線に立ったあらゆるケースを想定し十分に議論を尽くすことを求める

ものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。